

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。)第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 放流設備 合併処理浄化槽により処理したものを地下浸透又は公共用水域等まで放流する設備をいう。
- (4) 排水設備 し尿及び雑排水を浄化槽に接続する設備をいう。
- (5) 専用住宅 居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。
- (6) 指定業者 当該有資格者が勤務する事業所を根室市内に設け、浄化槽工事、浄化槽保守点検を営む者をいう。

(補助対象地域)

第2条の2 補助対象地域は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により公共下水道事業認可を受けた処理区域を除く市の地域をいう。ただし、公共下水道事業認可区域内であっても、当分の間、下水道の整備が見込まれない区域において補助対象とすることができる。

(補助金の交付対象)

第3条 市長は、補助対象地域内において、次に掲げる条件を満たす合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 根室市内に住所を有する専用住宅または業務施設であること。
 - (2) 全国浄化槽推進市町村協議会の合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(平成4年12月施行)に基づく登録浄化槽であること。
 - (3) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度(平成5年7月創設)に基づく保証登録浄化槽であること。
 - (4) 合併処理浄化槽の工事の施工は、浄化槽法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録を受け、又は第33条第3項の規定による届出のある指定業者と契約すること。
 - (5) 合併処理浄化槽の保守点検を委託する場合は、北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年北海道条例第23号)第2条の規定により知事の登録を受けている指定業者と契約すること。
 - (6) その他市長が、補助を行うことが適当と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助を行わない。
- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅、土地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 市税等を滞納している者
 - (4) 第6条第2項に規定する補助金交付決定通知書(様式第3号)を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事を着工した者
 - (5) その他市長が、この要綱の趣旨に反し、補助を行うことが適当でないとする者
- 3 補助対象地域内で新築の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者は、市長に随時、補助金交付申請することができる。
- 4 補助事業申込者の補助金額の合計額が補助事業の予算額を超過する場合は、補助金の交付の優

先順位を、専用住宅、併用住宅等、業務施設（工場排水処理を除く）に合併処理浄化槽を設置する者の順とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、合併処理浄化槽1基の設置に要する費用とし、別表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。ただし、同一補助対象者につき1回限りの補助とする。

2 単独処理浄化槽を設置している者が、当該単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換するときは、単独処理浄化槽の撤去に要する費用を、9万円を限度として前項の補助金の額に加算するものとする。

3 第1項及び前項に定める額は、1千円未満の端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設置場所の見取図
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 設置工事費内訳見積書（様式第2号）
- (4) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）
- (6) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- (7) 市税の納税証明書
- (8) 住宅、土地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査するとともに現地を確認し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（変更承認）

第7条 前条第2項により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の交付決定の内容を変更する場合、又は補助事業を中止しようとするときは、変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後21日以内、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との間で締結した業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合には、自ら行うことができることを証する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 施工中の状況を写した次の写真（アからエまでについては、平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知による。）
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 型式の確認ができる浄化槽本体を写した写真
 - カ 浄化槽と管きよの接続状況を示す写真
- (4) 設置工事費内訳実績書（様式第7号）
- (5) 施工状況確認表（様式第8号）

(6) 住民票の写し（根室市内への転入及び転居の場合）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、第10条に規定する補助金の交付終了後、速やかに施工業者に設置工事費の支払いを行い、領収書の写しを市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があったときは、報告書を審査するとともに現地で確認し、設置工事が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金額確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の補助金額の確定後、補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（手続きの代行）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は第5条の補助金交付申請書、補助対象者は第7条の変更等承認申請書並びに第8条の実績報告書の提出について、当該浄化槽工事業者（以下「**手続代行者**」という。）に依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

（交付の決定の取り消し及び返還）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為があったとき。

(3) 完了した工事が申請のあった内容と著しく相違するとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	限度額
5人槽	850,000円
6人槽以上	950,000円